

インド国北東州道路網連結性改善事業  
(フェーズ4) (有償資金協力)  
環境レビュー

日時 2019年11月29日(金) 14:02~16:40

場所 JICA本部 111会議室

(独) 国際協力機構

### 助言委員（敬称略）

石田 健一 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教  
小椋 健司 阪神高速道路株式会社 技術部国際室  
国際プロジェクト担当部長  
作本 直行 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）総務部  
環境社会配慮審査役

### JICA

#### <事業主管部>

西井 洋介 南アジア部 南アジア第一課 企画役  
小井手 聡太 南アジア部 南アジア第一課

#### <事務局>

加藤 健 審査部 環境社会配慮審査課 課長  
宮中 康江 審査部 環境社会配慮審査課

インド国北東州道路網連結性改善事業  
(有償資金協力)  
環境レビューワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

**1. 指定部族に対する配慮について**

本事業対象地には、インド国憲法上の指定部族（Scheduled Tribe）に該当する部族が居住しており、本事業対象地における指定部族の置かれた状況・特性等についての意見交換がなされた結果、指定部族あるいは社会的弱者への配慮が必要だと判断された。本事業の実施により発生する用地取得・住民移転に伴う指定部族及び社会的弱者への追加的な金銭補償に関し、助言委員より「イ」国側の制度的枠組みに基づき作成されてはいるものの、上記グループ以外の被影響住民への補償額との間に乖離が生じる可能性があることが指摘され、それぞれの被影響住民に対する適切な配慮の在り方の検討有無が議論された。

**2. 自然災害リスクにかかる考慮の必要性について**

本事業対象地では、年間を通じて降水量が多く、洪水が多発している。助言委員より、昨今、より明瞭となってきた気候変動による地滑り・洪水等の自然災害リスクの増加・規模の拡大が指摘され、事業が与える直接的な環境社会影響とは異なるものの、道路案件のような一般的なインフラ案件においては、事業形成・実施・供用の各プロセスにおいて気候変動による災害リスクの予測と関連の緩和策を考慮する必要性がある点が提起された。

以 上

## インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ4）

（有償資金協力）

環境レビュー

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
<b>【全体事項】</b>				
1.	SEIA 50	IP とは indigenous people の略語でしょうか。（質）	石田委員	ご指摘の通り indigenous people の略語です。
2.	EIA と SIA の両報告書の表紙	両報告書がSupplemental・・・と名付けられた表題は、EIA作成の法的義務が本来必要とされない事業だからというための表現なのでしょうか。（質）	作本委員	2016年に実施された Detailed Project Report (以下、DPR)はインド道路交通省（MORTH）および実施機関（NHIDCL）にて2017年に承認済みです。JICA ガイドラインに沿った内容とすべく、不足している情報を追記するためにインド側で追加的に行なった調査結果を反映した報告書であるため、Supplemental という言葉がつけられています。
3.	EIA 報告書 13P	EMP の関連で、事業関連の活動が契約書に記載されると、その後は法的拘束力を持ち、かつ責任を生じると記述されていますが、通常、インドの EMP の拘束力はかように強いものとして理解されているのでしょうか。（質）	作本委員	プロジェクトが環境森林気候変動省（MoEFCC）からの環境クリアランスを必要とする場合、EIA 内で明記される EMP について実施義務が課され、コンプライアンス報告を6か月ごとに MoEFCC に提出する必要があります。本プロジェクトはインド国内では法令で必要な環境クリアランスを必要としないため、環境法令に従った法的拘束力はありません。一方で、本件は円借款事業であるため、借款に関わる2国間合意の下、実施機関が EMP を履行・監督する義務が課されます。実施機関は必要に応じ工事業者との工事契約において EMP およびモニタリング計画に基づき工事業者に求められる事項の緩和策及びモニタリングの実施を求める予定です。
4.	EIA 報告書	例えば、Figure 1.1、表紙、1P、15P に紹介されている地図の中で、Start point の記述はあるものの、道路	作本委員	地名に統一性がないご指摘について、全て同じ場所を指しております。地図の統一を図るよう実施機関に申し入れます。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	表紙の地図、1P、16P、32P	<p>の出発地点にあたる Kirtontoli の地名が、いずれにも明記されていない。終点の Tripura は記載されている。写真を多用されて理解を促進されているものの、拡張予定の道路事業の位置や河川の位置等が、図から分かりづらい。また、この始点の地名は、15P や 59P 表中 に記載された Kirtontoli なのか、15P や 32P に始点として記載された Kirtantoli なのか、または、57P に記載された Kirtantali なのか、地名表記の統一を図りたい。（質）</p>		
5.	EIA 報告書 151P	<p>本文で説明されている EMP は、政府が要求する規制面の確保を担保し、法律順守を確保するためのモニタリング措置等を規定する「生きた文書」(living document)であると強調されており、さらに、計画変更等によって重要な影響が新たに生じた際には、州政府等は、本 EMP の下で、EIA 報告書を改定するとの説明まで行っている。あたかも EMP が EIA よりも上位にあるかのような記述がなされていますが、インドにおけるこの EMP の役割と位置づけを、EIA 実施との関連で、できれば簡単にご説明いただきたいです。162P 以下で、EMP の詳細に関する APPENDIX 1 があり、GHG の検討までは含んでいないが、例えば、借地関係、地震、森林火災、土壌汚染、碎石場等の潜在的かつ多様な影響が発生に対応して、モニタリング調査の実施方法や影響への緩和策を詳細に定めて、検討しているかに見える。（質）</p>	作本 委員	<p>No.3 の回答の通り、EMP は、プロジェクトが MoEFCC からの環境クリアランスを必要とする場合、実施機関は EMP の遵守状況を 6 か月ごとに MoEFCC に提出する必要がありますが、本プロジェクトには必要ありません。一方で、本件は円借款事業での実施が想定されているため、借款に関わる 2 国間合意の下、実施機関が EMP を履行・監督する義務が課されます。「EMP が EIA よりも上位にあるかのような記述」は実施段階において実施機関及び工事契約者が柔軟にそしてタイムリーに緩和策を実施するという意味であり、EMP が上位のものであることを示唆しているものではないと理解しています。</p>
【代替案の検討】				

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
6.	EIA 報告 37P, 表 3-2	代替案の比較は、表中で、丁寧に行われており、最終的に Option1-1 を Good(B 評価)としたのは適当かと思われます。(コ)	作本委員	コメント頂きありがとうございます。承知しました。
<b>【スコーピングマトリクス】</b>				
7.	EIA137, 138	Poor class と tribal people では、スコーピング時の評価とアセスメントを実際に行った後での評価結果が逆方向になっています（マイナスが消えてプラスに転じている）。詳細を知りたいです。(質)	石田委員	実施機関に確認しましたところ、道路改修を通じて、農作物の流通性の向上や学生の通学機会拡大など経済・社会的な便益が大きく期待されるものとして、スコーピング時（Operation）の評価を B+と修正する旨回答を受けました。ご指摘ありがとうございます。
8.	EIA139	20 供用時（operation phase)の評価。ここに、一般論（generally)を持つてくることの妥当性は何でしょうか。地域に即して評価するべきだと思います。(コ)	石田委員	当該地域に即して評価し、道路改修を通じて農作物の流通性の向上や学生の通学機会拡大等の便益が想定されることから、ご指摘のとおり「Generally」との記載は適切ではないことから削除を申し入れます。
9.	EIA 報告書 133P, 136P ~ 137P, 140P のスコーピング表	GHG への対策がほとんど示されていないのではと思われます。事業面からの CO2 総排出量の計算や(車両数の増大に伴う将来の CO2 排出量の増加予測等の記述はありますが、緩和策の記述がほぼ見られず、140 頁の スコーピング表「Others」項目においても、せいぜい代替植林程度の説明に留まっている。温暖化対策を組み入れて、記述すべきであろう。環境レビュー方針の中でも、本事業との関連での温暖化対策に触れていないので、せめてオフロード排出対策に関する相手国実施機関への申し入れ程度は、加えるべきではないでしょうか。(質)	作本委員	GHG の排出量に関しては、2015 年から 2033 年までの車両通行数の増加に伴う供用時の増加を見込んでおり、評価を B-としています。供用時の緩和策として、植林による森林の CO2 吸収以外にドライバーへの啓蒙活動として、エコドライブの推進、インドの政策に倣った電気バス・自動車の普及促進などを含む様に働きかけます。
<b>【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）</b>				

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
10.	EIA 241P	Soil Erosion. 供用時は開始後の最初の年に1回行う（once during operation of first year）とのことですが、2年目以降も嵐や台風、大雨、雨季などが続くでしょうから、2年目以降もモニタリングの対象にするべきではないでしょうか。（コ）	石田 委員	ご指摘の通り、二年目以降もモニタリングの対象となるよう修正を実施機関に申し入れます。
11.	EIA 報告書 12P	直径10kmの対象事業地で75%以上が森林であり、7743本の木が伐採され、生態系への影響や池の水質悪化等が懸念されると記述する一方で、倍数の苗木の植林を、樹種にも配慮しながら、近隣の指定場所で実施するとPreviewに記載してありますが、生態系保護関連の対策がほとんど記述されておらず、これで十分なのではないでしょうか。（質）	作本 委員	生態系に関して、2018年にインド側が実施した追加のフィールド調査においても事業地周辺では貴重種が確認されなかったことから、生態系への影響は少ないと考えております。ただし、緩和策が十分であるかの確認を定期的に行うべく、生態系に関するモニタリングを工事期間及び供用後の両方で行い、必要に応じ追加的な緩和策を講じるよう、実施機関に働きかけます。
12.	EIA 報告書 23~24P	モントリオール議定書に基づく対応が、条約無批准国であるからCFCs等のオゾン層破壊物質への適用ができないと説明されているが、今回の道路工事では、工事中及び供与後の大量かつ広域にわたるCO2排出が予想されますが、ディーゼル使用を含めたオフロード排出規制を必ずしも期待できない同国において、いかに温暖化対策に配慮される予定なのかを記述すべきかと思われます。同国のMOEFCCへの省の名称変更にも見られるとおり、温暖化防止を重視し、これを省名の一部に加えてもおります。例えば、オフロードでのOC2排出規制を実施できるか否かの可能性を、相手国政府に申し入れる等を記載すべきでないでしょうか。（質）	作本 委員	9. のとおりです。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
13.	EIA 報告書 101P	温暖化の主な原因と考えられる CO2 の排出について、CO2 の表現こそないが、101P の 5.4.1 Climate & Air Quality の記述からは削減必要性を一応認識されているかに見えるものの、工事中及び供与後に予想される CO2 削減のための緩和策について、同ページの Mitigation Measures の項目内容から、ほとんど説明されていないかに見えます。ただし、大気汚染物質への計測方法や・対応の説明は、本頁以降で丁寧に実施されています。（質）	作本 委員	9. のとおりです。実施機関には温暖化防止に係る一定の認識はありますが、9. 記載の対応を通じ実施機関の更なる意識向上を図ります。
14.	EIA 報告書 9P, 14P, 24P	9P 等に、1980 年森林保護法下の伐採許可にあたる Stage-1 の許可を取得済みと記載されていますが、これは森林伐採許可のどの部分にあたる許可ですか？ご指摘の PARIVESH と呼ばれる同国インドのネット上のプログラムを参照しましたが、よくわからないので、25P 以下の Figure 2.1:などとの関連で、簡単に教えてください。（質）	作本 委員	<p>「ステージ1クリアランス」とは、Forest Conservation Act(1980)に基づいた地目変更（森林から別の用途）許可および条件書です。許可は実測に基づいた森林のインベントリーに加え、生態系価値も考慮した補償額査定、補償林の開発計画（Rehabilitation または新規植林）およびその費用が含まれます。</p> <p>「ステージ2クリアランス」とは、実施機関が Stage I で示された承認条件書に基づいた追加的な調査、証明書、活動、補償金の支払い等がなされたことを森林局により確認された後に発行される最終的な承認です。</p> <p>Stage II クリアランスの後、保護林を管轄する地域の行政機関（主に森林局）が森林の伐採・整地、または工事の実施機関に対して森林伐採を含む着工許可が出されます。</p> <p>図表 2. 1 は、ステージ1の承認プロセスを示したものです。</p>
15.	EIA 報告書 11P, 48P	11P や環境レビュー等で樹木の伐採本数は 7743 本と繰り返されておりますが、本 48 頁 Table 3.8 表で示された伐採樹木予定数(3208 本)との違いは、何でしょうか。（質）	作本 委員	3,208 本に関しては、森林地帯のみの伐採本数の数値を示しています。つまり、差の 4,535 本は、森林地域ではない場所にあるものです。



NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
16.	EIA 報告書 100P、環境レビュー 関連	自然災害関連で、地元の意見では、鉄砲水による影響はモンスーン時期に限られており、むしろ同州は地震地域-V の高リスク地域に該当すると説明されています。側溝の準備も計画に含まれているとのことですが、本環境レビューの中で、自然災害対策について、明確に言及しておかれる必要はないのでしょうか。（質）	作本委員	自然災害対策については、環境レビューの(3)自然環境 4)地形、地質の箇所にて言及する他、EMP, EMoP にも記載するよう実施機関に働きかけます。現地踏査の状況によると、地盤は非常に粘り強い土壌で、地震による土砂災害について殆ど記録がありません。一方で、特に工事期間中の地震の影響は考慮する必要があると思われるため、設計および EMP へ反映させる様に実施機関に働きかけを行います。
17.	EIA 報告書 126P	野生生物の Habitat Management として、道路脇の植樹などの各種の伝統的手法を駆使する方式に立った「分散型共同管理方式」(Landscape Approach) を採用し、生物多様性を確保するとの考え方は、大変好ましい方法かと思われます。（コ）	作本委員	EIA に記載のとおり、分散型共同管理方式に基づき、生物多様性にかかる管理が実施される予定です。
18.	EIA 報告書 153P	事業実施を監督する CSC(construction supervision consultant)と呼ばれる民間会社チームが、実施機関である NHIDCL の指揮の下、計画図通りに、また技術的かつ契約条件に従って、事業が履行されているかどうかを監督すると説明されておりますが、かような試みは、本事業実施のために考案されたものでしょうか。道路工事の監督業務は、大変重要な役割だと思われます。同一事業者による内部的な監督業務は、至極一般的かと思いますが、かような第三者機関 CSC による監督業務の仕組みは、広く活用可能かと思われます。（質）	作本委員	CSC は実施機関（NHIDCL）が調達する施工事業者を管理するコンサルタントで、インドの公共事業では基本的にこのような体制で事業の実施が行われます。他方、CSC はあくまで実施機関が備上する施工監理コンサルタントで内部的な位置づけにあたると思われます。なお、住民移転に関しては、実施機関側の内部モニタリングに加え、外部モニタリングコンサルタントを備上し、外部監査が実施される予定です。
19.	EIA 報告書 160P	結論部において、本事業との関連で、EMP が重要であり、厳格に適用されるべきだと強調されています。本事業における EIA は、インド国内法上では要	作本委員	No.3 の通り、本事業に関わる EIA、EMP は法令に基づいたものではありません。一方で、国道事業を実施する際は国道法および関連規則・ガイドラインに基づき詳細計画書（DPR）が策定され、その中に基本的な環境社会配慮

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		求されてはいないものの、EMP の実施は必要とされたのでしょうか。JICA 側の EIA 実施が仮に実施されなかった場合、EMP も実施されなかったのでしょうか。（質）		が求められており、EMP の無い DPR が承認される事は無いと理解しております。
20.	環境レビュー 6) 環境管理計画 (EMP)	EMP 実施との関連で、社会配慮に関し、NGO がモニタリングを実施すると記載されております。インドの NGO はかなり積極的な環境保護活動をしてきていることはよく知られていますが、かようなモニタリングを政府の責任で実施する際に、NGO の選定基準等はあるのでしょうか。（質）	作本委員	社会配慮のモニタリングに関しては、SIA の方で詳細の記述（Chapter 18, pp152-159）があり、NGO の選定について求められる要件（15.6.2 Selection of NGO & 15.6.3 NGO Staffing and Personnel, pp143-144）について整理されています。なお、NGO が行うモニタリングに関する公共調達の統一的な選定基準はありません。そのため、本事業のように案件毎に策定される SIA（住民移転計画書含む）等で、モニタリング方法や実施する評価者の詳細が決められます。
21.	環境レビューの 1) 「保護区」関連、 EIA 報告書 101P	Gumti 野生保護区は、事業地から 10km とあるが、EIA 報告書 101P では約 8km とある。どちらが正しいでしょうか。バッファゾーンの外だからとの理由で、象やワニなどの同保護区内の多様な生物への影響がないとは断言できないと考えられますが、いかがですか。（質）	作本委員	Teliamura からは、8 km が正しいです。環境レビュー方針資料を修正いたします。 EIA での 2 次資料による調査結果及びフィールド調査によれば、事業対象地周辺はプランテーション等に開発済の地域であり、事業地内での貴重種は確認されないこと（保護区外に移動していないと想定されること）、工事中・供用時の大気・騒音等の汚染物質は基準値内にとどまることを理由に、保護区内の生態系への影響は特段想定されないことが予測されます。
22.	環境レビュー 3) 水象、 EIA 報告書 51P	環境レビューは、「水象」項目の中で、「多雨に伴う道路浸水」として定期的モニタリング実施の必要性を述べており、EIA 報告書の 51 頁でも、Tripura 地域での工事可能性が高いことを説明している。近年の自然災害多発との関連で、インド国側に対し、洪水対策の必要性を申し入れる必要があるのではないのでしょうか。（質）	作本委員	道路の造成の際に、併せて洪水対策を考えた計画、より綿密な洪水防止のためのモニタリング計画や災害に備えるための啓蒙活動を実施するように実施機関に働きかけます

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
<b>【社会配慮】</b> （住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）				
23.	EIA 132, 239	Encroachment of ROW への対策としてフェンス等を設定するようであれば周囲の景観や環境に似合うデザインとしてほしいと思います。（コ）	石田 委員	関係者へのヒアリングや現地踏査の結果、村落のマーケットを除き、基本的には山岳地域や水田地帯、既存道路沿いで Encroachment が引き起こる状況では無いことを確認しています。また、現地では既に用地取得公示、用地境界・資産調査が行われており、公示内容は周辺住民に周知され、不法占拠が引き続き起こっている状況では無い事を実施機関により確認しています。また、既存道路の拡幅事業であるため、現時点で既存道路と拡幅部分の両側にフェンス等を設置すると現道（国道）の機能に大幅な支障をきたす事が予想されます。そのため、村落のマーケット部分を除きフェンシングは要求せず、実施機関に引き続き不法占拠が起これぬよう現地行政機関と協力を続けるように申し入れを行います。マーケット部分に関しましては、不法占拠が広がらぬよう実施機関に対策を要求し、フェンスを設置する場合は、周囲の景観や環境に似合うデザインとするように配慮を申し入れる予定です。
24.	SIA P68 第3パラ 77	‘8 REHABILITATION AND RESETTLEMENT BENEFITS FOR THE AFFECTED FAMILIES’ Each affected below poverty line family (中略) shall be entitled to a house of minimum one hundred square meter carpet area in rural areas or fifty square meter carpet area in urban areas. の記載について、「世帯の人員数にも配慮した広さの代替住宅をあっせんすること。」（コ）	小椋 委員	「世帯の人員数にも配慮した広さの代替住宅をあっせんすること。」に関して、JICA GL 及びインド国内法において、住宅の広さにかかるベンチマークは特段ないものの、事前の生活が維持できる住居が支給されるよう申し入れます。
25.	SIA P58 Table 6.10(8?): Scale of Impact on	Entitlement Matrix の内、‘2. Loss of Structure’ (P116)の ‘For partly affected structures, the DP will have the option of-claiming compensation for the entire structure, if the remaining portion is unviable.’ の記載に関して、‘Table 6.8: Scale of Impact on	小椋 委員	“Unviable”の定義ですが、部分取得を行なった残り部分について、本来の機能を果たさない様な場合、所有者が希望すれば全てを取得し補償すると理解しています。  Table 6.8: Scale of Impact on Structure’ (P58)について、上記の‘Unviable’の定

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	Structure SIA P116 Table 12.1: Entitleme nt Matrix 2.	Structure' (P58) との関連性を記載すること。  また、Entitlement Matrix に記載の 'Unviable' の定義を明らかにすること。（コ）		義に基づく影響も含めて算出されているかどうか、審査時に実施機関に確認をいたします。
26.	SIA P117Entitl ement Matrix 3.3.	Transportation assistance の記載に関連して、被影響住民のなかに就学児童が含まれており、当該就学児童の通学に不便をきたすような場合、スクールバスの供与をすること。（コ）	小椋 委員	被影響世帯の中には就学児童が含まれ、当該就学児童の通学に不便をきたすような場合、スクールバスの供与を検討するよう実施機関に申し入れます。
27.	EIA 報告書 96P	文化社会面で、SIA 報告書には相当量の説明がありますが、同 Tripura 州での教育や男女人口比関連の詳細データは EIA 報告書に詳細に記載されているものの、特に西ベンガルに位置する同州の多民族性と少数民族、貧困状況、多宗教や言語の特性等に関する説明、とりわけ指定部族に関する説明が SIA の報告書だけで行われておられますが、内容を区別するとかの意図があったのでしょうか。SIA の報告書では、指定部族に係る議論が丁寧かつ詳細に行われています。（質）	作本 委員	一般的に、EIA の方は事業全般の環境および社会影響について評価、緩和策の考察を行うように実施機関へ求めます。一方で、SIA の方では、主に用地取得範囲（ROW）に限定した被影響者の影響について補償、移転、生計回復計画について詳細な検討を行うため、文化社会状況を詳細に把握し整理しています。
28.	SIA 報告書 25P	Tripura 州の社会文化の説明がなされているが、同州の状況を理解する上で、やはり教育と男女別の人口比中心の情報だけでは現地状況が分かりづらく、むしろ 4-2 での宗教や部族の特性に関する情報が有用かと思われます。（コ）	作本 委員	P25.は、トリプラ州や事業影響範囲全体の概要を説明しております。一方で 4-2（pp.45-46）は被影響者への訪問調査の結果を整理しており、主に補償や生計回復支援策の妥当性について判断する基本情報として整理しております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
29.	環境レビュー 8)少数民族、先住民族	今後指定部族の住民移転に伴う補償額算定にあたり、トリプラ部族自治区協議会(TTAADC)が作成する部族開発計画(Tribal Development Plan)が重要な判断資料になるかと考えられますが、何時頃に作成される予定でしょうか。(質)	作本委員	実施機関(NHIDCL)や管轄機関(県行政官)の説明によると、TTAADCはその設立目的である独自の文化的継承と発展を果たすため、TTAADCの地区や集落毎に開発計画に類するものを策定しており、Tribal Development Plan(TDP)はその一環で策定されるものです。通常、TDPはFeasibility studyの中ではなく、州政府による用地取得手続きにおいて策定されるものになります。
30.	環境レビュー 8)少数民族、先住民族	「センサス調査の結果、事業対象地に居住する指定部族は全体被影響住民の41%、移転住民のうち24%が指定部族に該当」、「センサスの結果、TTAADC内と外の被影響住民の身分、所得水準、生活形態に大きな乖離が見られないことが確認された」と記載されています。これは、逆に見ると、移転に伴っての補償受け取り額が、指定部族に属するか否かの区別により、大きく異なる可能性を意味しているかに見え、同じ部族間に著しい貧富格差をもたらす契機となるのではないのでしょうか。(質)	作本委員	用地取得影響を受ける指定部族に対する追加的な金銭補償は、法で定められたもので、それによる被影響者と影響を受けない者との間で一時的な金銭補償で差が出る可能性はあります。ただし、追加的に求められる金銭補償は、1世帯あたり50,000インドルピーで、被影響世帯の年間収入(SIA Table 4.1)程度であり、著しい貧富格差を産むものではないと考えられます。
31.	SIA報告書 11P	住民移転計画枠組みの目的は、身障者や経済的貧困者への配慮をも含めており、かなり詳細かつ丁寧に策定されているとの印象をもちました。NGOの参加をも含めている点は特徴的と考えられます。(コ)	作本委員	コメント頂きありがとうございました。
32.	SIA報告書 15P	CSCの責任の下で、住民移転に関するモニタリングの定期的実施とレポート提出が実施され、四半期毎の報告で補償が確保されたか否かを報告し、さらに、この報告が公表されるとのことですが、本文1-9にも記載されているとおり、経験と資格を積んだNGOのプロジェクト実施班(PIU)が移転計画	作本委員	NGOのモニタリング活動への参画は、「環境行政への不信感」に対する公平性確保といった視点ではなく、一般的にインドでは用地取得の実施段階ではNGOや地域で活動する研究機関等が業務委託を受け、生計回復支援やモニタリングを行なっているケースが多いため、実態を反映してSIAにて説明がされています。特に地方部では、サービスを提供できる民間サービス等が少ないため、地域

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>(RP) を支援するとあります。行政と NGO がいかにして協働関係を保っているのか、もし何かわかれば教えてください。あるいは、逆に、インド国での環境行政への不信感がかような仕組みを作り出しているともいえるのでしょうか。(質)</p>		<p>で活躍する NGO が重用されているものと理解しております。</p>
33.	SIA 報告書 65P	<p>本文 7-1 で、インド憲法 340 条に基づく指定部族 (ST) であるかどうかは、各州が個別に 3 つの特性から判断し、州内だけで適用が実施されるとの説明がありますが、本事業のような国際協力に係る事業においても、Tripura 州が独自に決定した ST の判断に基づき、補償額の増減判断にも利用され得ると理解してよろしいでしょうか。(質)</p>	作本委員	<p>インドでは独特のカースト制も関係して、長年階層社会の格差が認められてきた経緯があり、現在の憲法において、特に地域（州）で認知されているカーストや指定部族（ST）に関し、社会的弱者として指定させ、ST に関しては多数派により収奪されてきた指定部族地域を守るため、部族地域（Tribal Area）が州知事によって宣言されております。インド国憲法では、指定地域に住む指定部族を少数民族（Indigenous People）と規定しており、補償額の増減判断は、憲法の下、州知事が規定する指定下層カーストか、指定部族（ST）かで決定されます。</p> <p>本事業のような国際協力事業においても、基本的には当該国の法制度に基づく対応を行う観点で、インド国憲法に基づく先住民族配慮を確認した上で、上記の州政府による決定に従うこととしています。</p>
34.	SIA 報告書 66P	<p>1971 年の憲法改正によって挿入された第 371 条 C の規定により、Tripura 州の丘陵地域の大半が、ST から除外されたとの記述がありますが、これにより、住民移転に係る補償額支払いへの判断に、影響が生じたといえるのでしょうか。(質)</p>	作本委員	<p>ご指摘の点は、1971 年より前には ST（指定部族・人を意味します）が主に生活する丘陵地帯が先住民族の自治区（Sixth Schedule で規定される Tribal Area）に指定されていないが、先住民による正式な自治体形成後に「Sixth Schedule」地区として指定（追加）されるであろうという記述です。</p> <p>「The hill areas in the state of Tripura largely inhabited by tribal communities are not covered by the 6th Schedule.」</p> <p>1971 年以降に TTAADC が法の下、正式に制定され、現在は p.33 の地図のように、トリプラ州の殆どの地区が TTAADC の管理下となっています。</p>
35.	SIA 報告書	<p>Tripura 州の指定部族への土地収用の補償方法に関し、本文 7-1 で説明された TTAADC(Tripura Tribal Areas</p>	作本委員	<p>本事業は国道事業であるため、用地取得に関しても 1956 年の国道法で取得が行われますが、2013 年に施行された RTFCLARR の補償条件（Schedule</p>

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	72P	Autonomous District Council) と、7-2 で説明された憲法の新規定に基づき、従来の RTFCLARR (The Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013 ; RFCTLARR Act) に代わり、1956 年法である国有道路のための土地収容ガイドラインマニュアルに沿って採用された MORTH LA Guidelines 2018 が適用されることになった、該当する移転対象の指定部族住民に対しては、生活回復のために一年分の特別支給を行う方法で決着したものと理解して、よいでしょうか。指定部族への補償方法の記述理解が難しく、質問させてください。(質)		I-III) 以上の補償を行う事が RTFCLARR の 2015 年の施行令で決められています。ただし、RTFCLARR の補償条件 (Schedule I-III) は不明瞭な規定が含まれ、実際に用地取得を行う行政機関が判断できない事が多くあり用地取得・住民移転の遅延につながりました。そのため、交通道路省 (MORTH) が 2018 年に国道法 (1956 年) の下、行う用地取得について、RTFCLARR の補償条件 (Schedule I-III) の解釈、実際の手続き等について追加的な実務ガイドラインを策定したため、国道事業に関しましては RTFCLARR の補償条件に則った MORTH LA Guideline 2018 が使われています。 なお、指定部族 (ST) への追加補償に関しましては、RTFCLARR で規定されているものと変わりません。 本事業では、SIXTH Schedule Area (指定部族地域) の ST (指定部族民) に対する追加的な配慮について、以下の項で説明をしていますが、これは本事業に関わる実施機関独自の配慮事項となります。 pp6: 7.6 Special Provisions for TTAADC Area pp71-75: 8.1 Rehabilitation and resettlement benefits for project affected families belonging to the scheduled tribes and scheduled castes
36.	SIA 報告書 104P 以下	JICA ガイドラインとインド側の SIA 関係法令との GAP に係る対照表が掲載されておりますが、全体的に見て、インド側の 1956 年の Highways Act は、社会配慮を制度的にまだ取り入れておらず、この結果、住民移転前の一部支払い、SIA の実施、RAP の作成や住民協議の実施、適切な被影響者の参加、土地依存の生活者への優先的配慮 (MORTH LA guidelines にも含まれておらず)、RAP の枠組み等に GAP (欠如) が生じてしまっており、これらを JICA ガイドラインが補完するものとして、この表の内容を凡そ理解してもよろしいでしょうか。(質)	作本委員	1956 年の国道法と JICA ガイドラインを比較した場合ギャップはありますが、その後 RTFCLARR の 2015 年の施行令で定められた補償条件を国道法 (1956) に適用、MORTH LA Guideline 2018 の補記により、JICA GL とインド側の GAP は殆ど無いと理解しております。一部、非正規住民の認定に制限 (3 年以上の定住証明) などについては、JICA GL に即し、カットオフデートを宣言した時点で定住が確認できた人を補償対象とするよう、申し入れを行っております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
<b>【ステークホルダー協議・情報公開】</b>				
37.	EIA 150	10. ステークホルダーが Khowai temple への影響が出るから線形を変更してほしいというリクエストに対して、その答えは、寺を移築する、ということなのですか。その手段への合意が取れているのでしょうか。（質）	石田委員	ステークホルダー協議で表明された意見やリクエストに対して、宗教施設への影響のみならず、他の周辺施設、耕作地域、灌漑施設等についても、それを避けるための対応策を考慮の上で計画の説明会を繰り返し行い、地域の合意を得た上で、計画が最終化されました。現時点で地域の大きな反対が確認されていない状況においては、一部残る意見については考慮しつつ、移転後の影響がないような移設を実施機関へ申し入れいたします。
38.	SIA92、EIA150	SIA は 10、EIA は 5。Durgachowmuhani market の人々から当該市場への影響が最小になるように線形を変更してほしいというリクエストに対して、既にアセスメントの上で決定したという答えです。その線形決定の代替案検討、分析、結果を示してもらえますでしょうか。（質）	石田委員	
39.	SIA86 ～、 EIA150	連続してステークホルダー協議を実施しておられますし、写真では多くの方が協議に参加されておられることが理解できます。それでいて、質問とリクエストは合計で 10 ということなののでしょうか。（質）	石田委員	実施機関によると、全体のステークホルダー協議においては、ご記載の通り、10 の質問・要望が挙げられたとのことです。その後、個別で補償条件や線形境界の確認などが行われましたが、基本的に事業に対して非常に高い期待と早期の実施を望む声が確認されたと報告を受けております。
40.	EIA143	Consultations were held along all sub-projects. 全てのサブプロジェクトというのは、どこのことで何か所でコンサルテーションを実施したのでしょうか。（質）	石田委員	本事業のステークホルダー協議を実施するにあたり、事業対象地を切り分けた表現として実施機関に業務委託された DPR コンサルタントが sub-projects という表現を使っていると理解しております。2016 年に行われたステークホルダー協議については、事業開始終了地点である Kailashahar や Teliamura といったサイトで、計 6 回開催されたことを確認済みです。
41.	EIA144-147	住民が計画に参加する良い方法だと思います。（コ）	石田委員	コメントいただき有難うございます。



NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
42.	SIA 報告書 85P 107P	協議が異なったレベル(Level)と、異なった段階で(Stage)行われるとの記載がなされていますが、この場合の異なった「レベル」とは、本文 10.6.1 に記載されているような社会階層別のレベルとして協議が実施されるという意味でしょうか。(質)	作本 委員	レベルとは社会階層のレベルではなく、社会的な集団を意味すると理解しております。実施機関からの報告によりますと、被影響者、管轄行政官、選挙で選ばれた代表者、村落住民代表、地域一般住民と様々なグループに対して、フォーカスグループ協議または集会形式で協議を行っており、それを称して異なったレベルと表現されていると理解しております。
【その他】				
43.	EIA 報告書 6P 表、 20P 表	本道路事業は、インド国での EIA 適用が無いにもかかわらず、インド国の法令適用の状況と、JICA の明確な環境社会配慮姿勢が表明されており、同表の記述方法はとても丁寧である。また、同表では、インドの労働法等の関係法令を網羅的に整理して洗い出しており、適用可能性と抵触有無を細かく検討しておられる。(コ)	作本 委員	コメント頂き有難うございました。